

## 準特定屋外貯蔵タンクの安全性調査の評価等に係る技術援助実施細則

平成11年3月24日危保細則2号

最終改正平成17年3月22日危保細則2号

### 第1 目的

この細則は、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が、事業者等の依頼を受けて実施する準特定屋外貯蔵タンクの基礎・地盤及びタンク本体に係る安全性調査の評価等に関する技術援助（以下「技術援助」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 技術援助の種類

技術援助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 基礎・地盤及びタンク本体の安全性調査の評価に係る技術援助
- (2) 基礎・地盤の完成検査に係る技術援助

### 第3 技術援助の対象

- 1 第2(1)の技術援助の対象は、平成11年4月1日において、現に消防法（昭和23年法律第186号）第11条第1項前段の規定による設置に係る許可を受け、又は当該許可の申請がされている準特定屋外タンク貯蔵所の準特定屋外貯蔵タンクとする。
- 2 第2(2)の技術援助の対象は、すべての準特定屋外タンク貯蔵所の準特定屋外貯蔵タンクとする。

### 第4 技術援助の手続き等

- 1 技術援助を受けようとする者（以下「委託者」という。）は、別記様式第1の「準特定屋外貯蔵タンク技術援助委託書」（以下「委託書」という。）に必要な図書等二部を添えて、協会に提出するものとする。
- 2 協会は、前項の委託書が提出された場合には、その内容を確認のうえ、別記様式第2により契約書を二通作成し、捺印のうえ、委託者に送付するものとする。
- 3 委託者は、前項により送付された契約書に捺印のうえ、二通のうちの一通を協会に速やかに返送するとともに、危険物保安技術協会技術援助等実施規程第4条に定める受託料を協会の指定する口座に振り込むものとする。

### 第5 報告書の提出等

協会は、技術援助が終了したときは、委託者に対し別記様式第3の「準特定屋外貯蔵タンクの技術援助報告書」により報告を行うとともに、第4、1により提出された図書等のうち、一部について協会の証印を捺印のうえ、委託者に送付するものとする。

附 則

この細則は、平成11年4月1日から実施する。

附 則（平成11年10月19日危保細則第16号）

この細則は、平成11年10月19日から実施する。

附 則（平成17年3月22日危保細則第2号）

この細則は、平成17年4月1日から実施する。

様式第 1

準特定屋外タンク技術援助委託書 \*登録番号

危険物保安技術協会 理事長 殿		平成 年 月 日		*登録番号		
		会社名；		所在地；		
		代表者名；		印		
下記により、技術援助について委託します。						
設置者	所在地	電話番号；				
	氏名					
設置場所						
タンクの呼称又は番号						
タンク容量						
設置の許可年月日及び許可番号						
設置の完成検査年月日及び検査番号						
所轄消防本部等						
希望契約期間						
技術援助項目	1 安全性調査の評価に係る技術援助 (1) 基礎・地盤及びタンク本体の安全性調査の評価に係る技術援助 (2) 基礎・地盤のみに関する安全性調査の評価に係る技術援助 (3) タンク本体のみに関する安全性調査の評価に係る技術援助					
	2 基礎・地盤の完成検査に係る技術援助 (1) 書類審査のみによる場合 (2) 現地立会い審査を伴う場合					
連絡先	契約書	担当者名	担当部署名	事業所名	電話番号	ファクシミリ番号
		住所				
	請求書	担当者名	担当部署名	事業所名	電話番号	ファクシミリ番号
		住所				
*手数料	*旅費等	*消費税	*合計	*受付		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 技術援助項目欄にあっては、該当する項目に○印を付すこと。  
 3 委託書は、屋外タンク貯蔵所1基ごとに作成すること。  
 4 \*印の欄は記入しないこと。